金沢大学法科大学院を支援する決議

2013 年（平成 25 年） 7 月 26 日

北陸三県弁護士協議会

金沢大学法科大学院は，2004 年（平成 16 年）に開設された。開設以来，「地域に根ざした法曹教育」を教育理念の柱にかかげ，多数の北陸三会の会員弁護士を常勤，非常勤の教員として採用し，また地域の著名事件を学生に紹介する授業を行うなど，その理念にふさわしい特色ある教育を行ってきた。

北陸三県弁護士会協議会では，2002 年（平成 14 年）7 月 26 日に開催した定期協議会において「北陸地方に法科大学院設置を求める決議」をあげた。同決議では，「北陸地方において法科大学院を設置することは，北陸地方に住む住民が法曹養成に特化したプロフェッショナル教育を受けることを容易にし，法曹として育つことに有形無形の利便を与える。そして北陸地方で学んだ法曹が数多く地元に定着することにより，北陸地方において広く法的サービスが提供され，法による権利・利益の保障がゆきわたることになり，ひいては，『法の支配』をあまねく実現することにつながる。」とした上で，北陸地方に法科大学院を設置することを求めた。

その後，北陸三会が，設立前から，地域にとって望ましい法科大学院の教育のあり方を熱心に金沢大学と協議しつつ設立の準備を進め，設立後も，多くの会員弁護士が，常勤，非常勤の教員としての教育，クリニックやエクスターンシップでの指導，さらには学生に対する個別の助言等，様々な形で，金沢大学法科大学院の教育の充実に協力し，支援してきた。

こうした努力の結果，金沢大学法科大学院は，多数の修了生を北陸三会に輩出し，北陸地域の司法基盤の充実に大きく寄与してきた。また，修了生の中には，家庭の事情や経済的理由から，同大学院がなければ法科大学院での教育を受けることは困難であり，法曹の道を諦めていたと述べる者もおり，同大学院の地方法科大学院としての存在意義は大きい。

法科大学院については，政府の法曹養成制度検討会議が本年 6 月 26 日に発表したとりまとめにおいて，統廃合の方向が打ち出されている。定員を大きく割

り込む法科大学院も出ている中で，統廃合の方向性自体はやむを得ない面があるが，地方法科大学院の存在が，地元志望者の経済的負担を大きく軽減させるだけでなく，司法過疎の解消，地域司法の充実・発展に貢献し，さらには，地方に法的思考力を備えた人材を輩出するという観点からも重要な役割を担っていること等を併せて考えれば，法科大学院の統廃合は，地域適正配置の理念を踏まえつつ実施される必要がある。

よって，国に対し，今後の法科大学院の統廃合の検討において地域適正配置の理念を最大限に尊重し，金沢大学法科大学院をはじめとする地方法科大学院について適正な支援を行うことを求めるとともに，当協議会として，引き続き金沢大学法科大学院を支援することを，ここに決議する。